

# 喜多方市地域防災計画

(震災対策編)

(事故対策編)

(原子力災害対策編)

令和5年3月

喜多方市防災会議

## 《震災対策編》

<b>第1節</b>	<b>総則</b>	311
第1	目的	311
第2	災害対策の基本理念	311
第3	計画の指針	312
第4	地質構造	316
第5	既往の地震災害と地震発生の特性	317
第6	防災関係機関の事務又は業務の大綱	321
第7	住民等の責務	321
<b>第2節</b>	<b>災害予防計画</b>	322
第1	防災組織の整備・充実	322
第2	防災情報通信網の整備	323
第3	地震観測計画	323
第4	市街地の防災対策	323
第5	各施設の対策	328
第6	上下水道施設災害予防対策	329
第7	電力、ガス施設災害予防対策	332
第8	鉄道施設災害予防対策	332
第9	電気通信施設等災害予防対策	332
第10	道路及び橋りょう等災害予防対策	333
第11	河川等災害予防対策	335
第12	地盤災害等予防対策	336
第13	火災予防対策	338
第14	積雪・寒冷対策	340
第15	緊急輸送路等の指定	343
第16	避難対策	344
第17	医療（助産）救護・防疫体制の整備	344
第18	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	344
第19	防災教育	345
第20	防災訓練	345
第21	自主防災組織の整備	345
第22	要配慮者予防計画	347

---

第23	ボランティアとの連携	347
第24	危険物施設等災害予防対策	348
第25	災害時相互応援協定の締結	348
<b>第3節</b>	<b>地震災害応急対策</b>	349
第1	消火活動	349
<b>第4節</b>	<b>教育、広報</b>	353
第1	教育、広報	353
<b>第5節</b>	<b>防災訓練</b>	355
第1	総合防災訓練	355
第2	個別防災訓練	355
第3	緊急初動訓練	356
<b>第6節</b>	<b>緊急整備事業の推進</b>	357
<b>第7節</b>	<b>地域防災体制の整備推進</b>	358
第1	自主防災組織の育成指導	358
第2	自主防災組織の編成	358
<b>第8節</b>	<b>災害復旧計画</b>	360
第1	施設の復旧対策	360
第2	被災地の生活安定	360

## 《事故対策編》

<b>第1節</b>	<b>総則</b>	361
第1	計画の目的	361
<b>第2節</b>	<b>航空災害対策計画</b>	362
第1	航空災害予防対策計画	362
第2	航空災害応急対策計画	363
<b>第3節</b>	<b>鉄道災害対策計画</b>	366
第1	鉄道災害予防対策	366
第2	鉄道災害応急対策計画	368
第3	鉄道災害復旧対策計画	370
<b>第4節</b>	<b>道路災害対策計画</b>	371
第1	道路災害予防対策	371
第2	道路災害応急対策計画	373
第3	道路災害復旧対策計画	376
<b>第5節</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	377
第1	危険物等災害予防対策	377
第2	危険物等災害応急対策計画	379
第3	危険物等災害復旧対策計画	382
<b>第6節</b>	<b>大規模な火事災害対策計画</b>	383
第1	大規模な火事災害予防対策計画	383
第2	大規模な火事災害応急対策計画	386
第3	大規模な火事災害復旧対策計画	388
<b>第7節</b>	<b>林野火災対策計画</b>	389
第1	林野火災予防対策計画	389
第2	林野火災応急対策計画	392
第3	林野火災復旧対策計画	395

## 《原子力災害対策編》

第1	総則	396
第2	原子力災害事前対策	398
第3	原子力災害応急対策計画	403

# 震災対策編

## 第1節 総 則

### 第1 目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等について地震防災計画を作成する等、地震防災体制の推進を図る。

また、大地震が発生した場合、木造建物の倒壊及び火災による消失等の被害は大きく、その他崖崩れ等の被害も予想され、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が予測される。

この計画は、地震予防対策、地震災害応急対策等に係る措置、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、大震災に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定め、これを推進することにより市民の生命、身体及び財産を地災害から守ることを目的とする。

### 第2 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最少化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並び

に科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### 第3 計画の指針

- 1 本計画は、大地震の発生に伴う被害の発生を防止し軽減するための市及び防災関係機関の構すべき措置を定める。
- 2 本計画は、震災時における応急対策を中心に作成する。併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等平常時における対策についても計画化する。
- 3 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、検証を行い、計画内容の充実を図る。
- 4 地域住民が的確に行動することが重要である。このため、自主防災組織等を中心とした防災知識の普及・啓発、防災訓練等の実施に努め、災害に強い地域コミュニティの形成を図る。

また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自

---

主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

## 5 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

東日本大震災では、県総合防災ネットワーク等の情報通信の耐災化は進められていたものの、市町村庁舎の被災や、停電や電話回線等の輻輳等により、県と市町村、防災関係機関等との情報連絡が困難になり、災害対策本部等においては、被害の全体像を結実させることができなかった。

大規模な地震災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応が取れるよう準備しておくことが重要と考える。

つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつける能力を養成することが重要である。そのためには、平常時からより詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながらそれらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、市、県、国をはじめとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

## 6 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模災害発生時には、防災担当部局の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有

---

効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

### 7 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。市のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。「防災まちづくり」は、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点で計画を検討することが必要である。

### 8 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災対策

多様な視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の推進、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

### 9 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等大規模震災の教訓等の反映に努めるとともに、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、応急的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。



## 10 発災直後及び発災後の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため発災後の期間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

## 震災対策編

発生後の 時間経過	段階名	活 動 目 標
直後	即時対応期	初動体制の確立 ・対策活動要員の確保(非常参集) ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集、解析、対応
直後～数 時間以内		生命・安全の確保(瞬時の対応) ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難、誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～ 3日目	緊急時対応期	生命・安全の確保(72時間以内の対応) ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・有害物、危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～ 1週間	応急対応期 I	被災者の生活の安定(最低限の生活環境) ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフォローの早急な回復
1週間～ 1ヶ月	応急対応期 II	被災者の生活の安定(日常活動環境) ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
1ヶ月～ 数ヶ月	復旧対応期	地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復
数ヶ月以 降	復興対応期	地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

### 第4 地質構造

会津盆地は、周りを新第三紀の各種堆積岩類及び火山岩類よりなる山地と第四紀の猫魔火山により囲まれ、盆地の基盤もまた新第三紀の地層より形成されている。

これらの地層は、時代未詳の古生層(又は中生層)花崗岩を基盤に新第三紀最下部層の闇川層(安山岩熔岩をはさむ緑色凝灰岩や凝灰角礫岩)及び大検沢層(礫岩を主体とし安山岩熔岩をはさむ暗緑色凝灰岩、砂岩、頁岩を含む)の上位に累重している。黒岩層や上三寄層の堆積が開始された時期から本地域は、本格的な堆積盆地に成長しはじめ、まもなく地域全域に海

進が及んで厚い海成層が堆積している。

火山活動は、新第三紀の間を通じてほとんど連続的に行われた。火山活動は、檜原湖北東部や会津盆地東縁部や北縁部の西部で活発であった。(闇川層)が利田層、荻野凝灰岩堆積時には、ほとんど全域に広がった。この間に、岩質は安山岩質から流紋岩質に移り変わっている。

また、この直後には変形運動を伴う流紋岩や石英安山岩の活動が、局地的に行われているが、この期間には、再び安山岩の活動も始まっている。

塩坪層の堆積時になると、また、流紋岩や石英安山岩の活動が行われ、隆起運動を伴いながら、藤峠層の堆積時まで継続している。鮮新世に入って多量の熔岩凝灰岩で特徴づけられる石英安山岩の活動が、当時の堆積盆地の周辺の地背斜化したところで、開始されているが、この活動は、山都層群(藤峠層～七折坂層)堆積時をとおして継続した。会津盆地の原形は、山都層群の堆積が始まるころにその萌芽が表れ、造盆地運動を伴いながら、厚さ最大700mに及ぶ山都層群がここに堆積した。山都層群堆積後に断層褶曲運動が起こり、その結果生じた盆地部に厚い洪沖積層が堆積した。この時期に猫魔、磐梯火山の活動が始まった。

盆地面下の堆積物は、層相変化の激しい砂礫層が優勢で砂層や粘土層をはさむ第四紀層である。構造的には、会津盆地西縁に達する褶曲構造であり、大規模な地震が予想される。

## 第5 既往の地震災害と地震発生の特性

### 1 直下の地震(内陸部の断層の破壊によって発生する地震)

#### (1) 活断層の分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められており、喜多方市には、その中で会津盆地西縁部が南北に横断している。

また、縁部ほど連なっていないが市の北部に加納断層、市の西部にある千咲原断層も南北に走っている。

会津盆地西縁部は、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形

しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

(2) 地震発生履歴

ア 1611年(慶長16年)9月(会津地方)

マグニチュード(M)※=6.9

※地震の規模を表す単位。

会津地方に強い地震があり、特に河沼郡、大沼郡、南会津郡の3郡で被害が多かった。神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し(2万余戸)、死者3,700名余りとなった。阿賀川、日橋川がせき止められ、山崎付近では、16km<sup>2</sup>ほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年(万治2年)4月(会津地方)

会津地方で大地震があり、39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年(文政4年)12月(大沼郡)

マグニチュード(M)=5.5~6.0

大沼郡大石村の狭い範囲の強震。130戸壊れ、大小破300余、死者若干。

**2 海洋型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)**

(1) 地震発生履歴

ア 1964年(昭和39年)6月 新潟地震

マグニチュード(M)=7.5

16日午後1時1分ごろ、県下全域に震度4~5の強い地震があった。このため、喜多方市、会津坂下町周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山、崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

イ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)

モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)※=9.0

※地震の規模を表す単位。中規模以上の地震に用いられ、巨大地震の場合は通常のマグニチュードより地震のエネルギーが正確に反映される。

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。

### 3 地震の想定

#### (1) 想定地震の設定

福島県は、平成7年度から3ヵ年を通じて、地震・津波被害想定調査を実施した。地調は、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行い、次に想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

・会津盆地西縁断層帯を震源とする地震

マグニチュード (M) 7.0

震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km

### 4 想定地震別の地震被害発生の特性

3の(1)において設定した想定地震が発生した場合、地域の特性により様々な被害が想定される。

#### (1) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺等広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町（旧高田地区）北部から喜多方市南部へ至る地域を中心として、周辺市町村では最大震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されている。

また、建物被害については、木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定され、人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回る極めて深刻な被害がもたらされると想定している。

想定地震ごとの被害棟数及び災害廃棄物の発生量の推計値

想定地震	被害棟数（棟）			災害廃棄物発生量（千t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
会津盆地西縁断層帯地震	11,033	341	863	1,290	40	70	1,400
内、喜多方市	2,851	133	216	334	15	17	366

（出典：福島県災害廃棄物処理計画）

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺には、冬期間において豪雪等の影響により交通等の都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火等様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれがある。

(2) 会津盆地西縁断層帯評価

平成17年2月文部科学省地震調査委員会発表（平成20年9月に評価の一部改訂）によると、会津盆地西縁断層帯の平均的な上下方向の速度は、概ね1m/千年と推定され、最新の活動は1611年（慶長16年）の会津地震であった可能性がある。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に4～5m程度隆起した可能性がある。本断層帯の平均活動間隔は、約7,400～9,700年であった可能性がある。

断層帯の将来の活動

項目	特性	信頼度 (注1)	根拠 (注2)
将来の活動時の地震の規模	活動区間：断層帯全体で1区間 地震の規模：マグニチュード7.4程度 ずれの量：4～5m程度(上下成分)	△ △ △	断層の長さから推定 過去の活動から推定

注1：信頼度は、特注欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：文献については、本文末尾に示す以下の文献

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)

## 第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「一般災害対策編 第1章 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱」のとおり

## 第7 住民等の責務

「一般災害対策編 第1章 第7節 住民等の責務」のとおり

## 第2節 災害予防計画

### 第1 防災組織の整備・充実

#### 1 市

(1) 喜多方市防災会議

「一般災害対策編 第2章 第1節 防災組織の整備・充実 第1 市  
防災組織 1 喜多方市防災会議」のとおり

(2) 喜多方市災害対策本部

「一般災害対策編 第2章 第1節 防災組織の整備・充実 第1 市防災  
組織 2 喜多方市災害対策本部」のとおり

(3) 喜多方市水防本部

「一般災害対策編 第2章 第1節 防災組織の整備・充実 第1 市防災  
組織 3 喜多方市水防管理団体等」のとおり

#### 2 防災関係機関の防災組織

「一般災害対策編 第1章 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱」  
のとおり

#### 3 自主防災組織

「一般災害対策編 第2章 第15節 自主防災組織の整備」のとおり

#### 4 応援協力体制の整備

(1) 行政機関に対する応援要請

ア 知事等に対する応援の要求等について迅速な対応をとれるよう努める。

イ 適切な災害応急対策（広域避難対策、市役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏及び地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらか



じめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておく。

ウ 市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 防災関係民間団体等に対する応援要請

応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

## 第2 防災情報通信網の整備

市の災害情報連携システム及び福島県総合情報通信ネットワークの供用が開始され行政機関との連絡通信回線、地域住民に対する災害・被害情報の提供、収集伝達手段として活用の充実に努める（一般災害対策編第2章第2節 防災情報通信網の整備のとおり）。

## 第3 地震観測計画

地震の発生が予知されることが地震被害の軽減に極めて有効であり、計測震度計を設置するなど観測体制を整備し、地震動の基礎データの充実及び初動体制の確立を図ることが重要である。

このことから、市は、県の震度情報ネットワークシステムにより震度情報を収集し、防災関係機関の初動活動を迅速かつ的確に実施する。

また、震度4以上の震度情報については、地域住民への広報、応援等の対応方針等の検討に役立てる。

## 第4 市街地の防災対策

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、県及び市は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等による総合的な市街地防災の整備に取り組み、災害に強い安全な街づくりを積極的に推進す

る。

## 1 建築物等の総合防災対策推進計画の策定

市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 防災診断及び防災改修対策
- (3) 落下物対策
- (4) ブロック塀等安全対策
- (5) 定期調査報告の推進

## 2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

市は、建築物の所有者又は、管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努める。

### (1) 建築物の耐震性促進

建築物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

特に、旧耐震基準で建設された木造戸建住宅については、「喜多方市耐震改修促進計画・住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づいた取組をすすめる、耐震化を一層促進する。

### (2) ブロック塀の倒壊防止対策

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したことを指導する。

ア 市は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保につい

て広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを作成し、知識の普及を図る。

イ 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

エ 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) 被災建築物の応急危険度判定士制度の創設と充実

県及び市は、地震により被災した建築物(一般住宅を含む)が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を図る。

(4) 窓ガラス等の落下物防止対策

ア 市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(7) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び市地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

(イ) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

(ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(5) 建築物不燃化の促進

ア 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築

物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

(ア) 防火地域は、容積率400パーセント以上の近隣商業地域及び商業地域や、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、建物の立地状況を踏まえ、必要に応じて指定する。

(イ) 準防火地域は、住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300パーセント以上の区域及び建築物が密集し、または、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について、建物の立地状況を踏まえ、必要に応じて指定の見直しを行う。

### イ 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

県（建築総室）及び市は、スーパーマーケット、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

(イ) 防火対象物定期点検報告制度

市は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

## 3 防災上重要な建造(築)物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本(必要)となるので、本市は、次の市有施設を「防

---

「災害重要建築物」として各施設の耐震性の確保に努める。

- (1) 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる市役所庁舎（総合支所含む。）、市所有の体育館、喜多方プラザ文化センター、総合福祉センター及び公民館等の市有施設
- (2) 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、病院等  
市は、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

#### 4 防災空間の確保

- (1) 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区を指定し、市は県が定める「福島県広域緑地計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

- (2) 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりでなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

市は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路のネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

- (3) 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、

延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

市は、都市公園等について計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

#### (4) 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、市はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線共同溝等の整備を推進する。

#### (5) 住環境整備事業の推進

市街地において、住宅が連なり集団的に存在する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。

市は、これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防災等の観点から整備する。これにより、良好な市街地が形成され防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

## 第5 各施設の対策

市施設並びに不特定かつ多数の者が出入りする事業所等は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため管理する施設・設備については、第三者(来庁者)に対し危険を及ぼさないことを第1目標に、実施する。なお、具体的な措置内容は施設管理者が別に定める。

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- (1) 公共施設
- (2) 病院
- (3) 旅館等
- (4) スーパーマーケット
- (5) 集会所

### 2 各施設等に共通する事項

- (1) 地震情報等の入場者への伝達
-

- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 火気使用設備の点検
- (4) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- (5) 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検
- (6) 受水槽等の緊急貯水
- (7) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (8) 防災活動上必要な資機材等の確保
- (9) 通信手段の確認と確保
- (10) その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

### 3 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重傷患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- (2) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置

### 4 広域避難場所等の安全確認

市は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

### 5 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとる。
  - ア 自家発電装置等による非常電源の確保
  - イ 通信手段の確保
  - ウ その他の必要な措置

## 第6 上下水道施設災害予防対策

上下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

### 1 上水道施設予防対策

市は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水システムのブロック化により地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 応急復旧用資機材については、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。また、地震発生時にすぐ対応できるように維持管理記録の整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための上水道BCP（災害発生時における事業継続計画）の策定を行っておく。
- (5) 市は応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接市町村、さらには地震による同時被災を免れると思われる市町村と応急復旧等の応援活動に関する応援協定締結をしておくなど、相互応援体制の整備を図る。

## 2 下水道施設予防対策

市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど復旧対策に重点を置いた整備を図る。

また、液状化対策も事前に講じる。

- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

- (3) ポンプ場及び処理場での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。



- 
- (4) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
  - (5) 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
  - (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。
  - (7) 応急復旧用資機材の確保等  
市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。  
また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに、維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道BCP（災害発生時における事業継続計画）の策定を行っておく。
  - (8) 要員の確保  
応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の市町村等と災害時の応援協定等の締結を進める。

### 第7 電力、ガス施設災害予防対策

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給の確保を図るため予防措置を講じる。

また、災害が発生した場合には直ちに出勤し、二次災害の防止等の措置を講じる（一般災害対策編第2章第9節電力、ガス施設災害予防計画のとおり）。

### 第8 鉄道施設災害予防対策

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し被害を最小限にとどめるよう各施設に予防措置を講じる。

- 1 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、仙台（新潟）支社内及び現地に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。
- 2 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準を定めておくとともに、市及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておく。
- 3 災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、市及び防災関係機関が行う合同訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める（一般災害対策編第3章第20節生活関連施設の応急対策第5 鉄道施設応急対策のとおり）。

### 第9 電気通信施設等災害予防対策

電話施設の予防対策は災害時においても、通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて通信事業者に迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する（一般災害対策編第3章第20節生活関連施設の応急対策第6 電気通信施設等の応急対策のとおり）。

## 第10 道路及び橋りょう等災害予防対策

### 1 市管理の道路及び橋りょう災害予防計画

市並びに各施設等の管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

#### (1) 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架け替え、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 道路の整備

道路の法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

##### イ 橋りょうの整備

#### (ア) 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施する。

#### (イ) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- ㊦ 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。
- ㊧ 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

## 2 農道・林道及び橋りょう災害予防対策

### (1) 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架け替え、補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

### (2) 実施計画

ア 法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

イ 農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

## 3 道路付帯施設災害予防対策

### (1) 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

## (2) 実施計画

### ア 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強、補修を実施する。

### イ トンネル防災施設の整備

市内の主要トンネルについて、トンネル防災施設の整備を促進する。

### ウ 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

### エ 信号機電源付加装置の整備

市内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備する。

### オ 可搬式発動発電機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、重要交差点の交通処理を行うための可搬式発動発電機を整備する。

## 4 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備できるよう体制を整備する。

## 5 電線共同溝の整備

### (1) 計画目標

道路管理者は、東北電力(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議の上、電線共同溝の整備を推進する。

## 第11 河川等災害予防対策

河川やダムは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

### 1 河川管理災害予防対策

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震等により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

### 2 農業用貯水施設災害対策

農業用貯水施設については、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあることから、緊急性の高い地区から整備を推進する。

また、地震による破損等で決壊した場合に下流に甚大な被害を与えるおそれがあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備や浸水想定区域図作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

## 第12 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

### 1 土石流災害予防対策

(1) 県（河川港湾総室）においては、

地震や降雨に伴う土石流による災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、ソフト対策として市に対し、土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供し、土石流災害による被害を軽減するため、土石流に関する土砂災害警戒区域等の指定と、市と連携しながら危険渓流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

- 
- (2) 県（森林林業総室）においては、市に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩壊及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に接近する危険溪流について、治山事業の促進を図る。

## 2 砂防施設災害対策

土砂災害が甚大になると想定される土石流危険溪流について土石流対策事業の推進を図るとともに、施設の安全性を確保する。

## 3 地すべり災害予防対策

- (1) 県（河川港湾総室）においては、地震や降雨に伴う地すべりによる災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として地すべり活動中または活動の恐れの大い区域の地すべり防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として市に対し、地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべり災害に対処するための警戒避難に関する資料を提出したり、地すべり災害による被害の軽減をするため、地すべりに関する土砂災害警戒区域等の指定と、市と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

- (2) 県（森林林業総室）においては、急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり対策事業を推進する。

## 4 急傾斜地災害予防対策

災害の現象を図るために、危険箇所の周知、雨量等の情報提供に努め、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施し、避難勧告体制等の整備を図る。

## 5 造成地の災害予防対策

県では、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ

---

規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

市は、「喜多方市大規模盛土造成地マップ」により住民への周知を図るとともに、滑動崩落のおそれが高い大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

### 6 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

### 7 二次災害予防対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための、土砂災害等の危険箇所を点検する体制を整備する必要がある。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

## 第13 火災予防対策

地震発生時における被害防止を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化等の対策を実施する必要がある。

### 1 出火防止対策

#### (1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に発生する出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普



及啓発を図る。

## (2) 住宅防火対策の推進

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備・器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

## (3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

## (4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、スーパーマーケット等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

## 2 初期消火体制の整備

### (1) 消火器等の普及

震災時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう推進する。

### (2) 自主防災組織の初期消火体制

地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の

普及を図る。

### **3 火災拡大要因の除去計画**

#### (1) 道路等の整備

計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

#### (2) 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

#### (3) 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、県及び消防本部は、これらの施設に対し薬品類の管理及び転落防止について指導する。

### **4 消防力の強化及び広域応援体制の整備**

消防の資機材については国の補助等を積極的に活用して充実を図り、第一線において消防活動を行う消防団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置を行うよう指導を行う。

また、隣接市町村との既存の消防相互応援協定について随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

### **5 消防水利の整備**

地震による消火栓等人工水利の障害に対応すべく耐震性の貯水槽の整備の導入、また、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努める。

### **6 救助体制の整備**

市は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備などの救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## **第14 積雪・寒冷対策**

積雪・寒冷期において地震が発生した場合は、他の季節に発生する地震

---

災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生じる場合が想定される。

このため、市及び関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

## **1 積雪・寒冷対策の推進**

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため市及び防災関係機関は、福島県豪雪地域対策連絡協議会が定める豪雪時における対策要領に基づき、相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

## **2 交通の確保**

### **(1) 道路交通の確保**

地震発生時には、市と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は一般国道、県道及び市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の密接な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

### **(2) 航空輸送の確保**

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、孤立が予想される地域のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポートの除雪体制の強化を図る。

## **3 雪に強いまちづくりの推進**

### **(1) 家屋倒壊の防止**

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、市は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティ

---

アによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

### (2) 積雪期における避難路・避難場所の確保

市及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

### (3) 雪崩危険箇所の対策

県（森林林業総室、道路総室、河川港湾総室）においては、雪崩による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、市と連携しながら雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

## 4 寒冷対策の推進

### (1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、積雪寒冷地域ではストーブ等電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

### (2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

## 5 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多くのスキー客が被災することも想定される。

このため、市、スキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらにはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客の受入れ体制などのスキー客等への対策についてあらかじめ計画しておく。

## 第15 緊急輸送路等の指定

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する（一般災害対策編第2章第10節緊急輸送路等の指定のとおり）。

- 1 本市における緊急輸送ルートは第1編第2章第10節 緊急輸送路等の指定 第1緊急輸送路等の指定 別表1のとおり。

### 2 ヘリコプター臨時離着陸場

第1編 第2章 第10節 緊急輸送路等の指定 第1緊急輸送路等の指定 別表2のとおり。

### 第16 避難対策

大地震による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、市及び防災関係機関等においては、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る（一般災害対策編第2章第11節避難対策のとおり）。

### 第17 医療(助産)救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。市においては、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る（一般災害対策編第2章第12節医療(助産)救護・防疫体制の整備のとおり）。

### 第18 食料等の調達・確保及び防災資機材、廃棄物処理計画等の策定及び罹災証明書発行体制の整備

市及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制等の整備を図る。

また、市民は最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日ごろから備えておく。

なお、今後、災害時における生活必需物資の確保のため市内のスーパーマーケット等と協定を締結するよう努める（一般災害対策編第2章第13節食料等の調達・確保、防災資機材、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制等の整備のとおり）。

## 第19 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、市民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日ごろから個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため県、市及び防災関係機関は、市民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める（一般災害対策編第2章第14節防災教育・広報のとおり）。

## 第20 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、市は災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協力体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する（一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画のとおり）。

## 第21 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民

が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である（一般災害対策編第2章第15節自主防災組織の整備のとおり）。

### 1 自主防災組織の活動

#### (1) 防災知識の普及

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての家具の転倒防止、非常持出品の準備や地震に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成する等地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

#### (2) 防災訓練等の実施

地震による災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

##### ア 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれら関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

##### イ 消火訓練



ウ 救出、応急手当の実施訓練

大規模な地震発生時においては、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の下敷きとなった人の早期救出が重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等について、習熟に努める。

また、負傷者に対しては、消防機関が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であり、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

オ 避難訓練

## 第22 要配慮者予防計画

地震災害時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、今後は要配慮者の防災対策を積極的に推進することが、従来以上に重要な課題となっている（一般災害対策編第2章第16節要配慮者予防対策のとおり）。

## 第23 ボランティアとの連携

大規模な地震災害発生時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して市及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する（一般災害対策編 第2章 第17節ボランティアとの連携のとおり）。

### 第24 危険物施設等災害予防対策

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇薬による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る（一般災害対策編第2章第18節危険物施設等災害予防対策のとおり）。

### 第25 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協りに積極的な企業も増加しているため、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する（一般災害対策編第2章第19節災害時相互応援協定の締結のとおり）。

## 第3節 地震災害応急対策

市及び防災関係機関等は、地震災害の発生防止、または地震災害が発生した場合における被害の軽減を図るため必要な地震災害応急対策を実施する。

なお、市及び防災関係機関等による応急対策は、以下の消火活動に関するもののほかは、一般災害対策編 第3章 災害応急計画の内容に準ずる。

### 第1 消火活動（市、喜多方消防署）

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、市は、喜多方広域消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

#### 1 喜多方広域消防本部による消防活動

喜多方広域消防本部は第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

##### (1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害の情報の収集を行う。

##### (2) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

##### (3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### (4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

### (5) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

### (6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

### (7) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮車は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 2 消防団による活動

喜多方広域消防本部と連携をとりながら以下の活動を行う。

### (1) 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

### (2) 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

### (3) 消火活動

消防隊が到着する間又は消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

### (4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自ら積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡を取りながら、住民を安全に避難誘導する。

(6) 組織及び分担業務

消防団の組織及び分担業務は、資料14によるほか、事態に即してその都度対応する。

### 3 消防防災ヘリコプターの応援要請

市長は次の基準に該当する場合に県（危機管理総室）、喜多方広域消防本部を通して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

- (1) 地震等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- (2) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合
- (3) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲にわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合
- (4) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

### 4 他都道府県等への応援要請

- (1) 市長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

ア 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
- (イ) 緊急消防援助隊の派遣要請期間

- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 進入経路及び集結場所

イ 緊急消防援助隊の受入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- (ア) 緊急消防援助隊の誘導方法
  - (イ) 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
  - (ウ) 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配
- (2) 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

喜多方広域消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

---

## 第4節 教育、広報

(企画政策部、総務部、教育部、喜多方警察署)

地震災害対策の円滑なる実施を図るためには、市をはじめ防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として大地震に関する警告という事態を正しく認識し、大地震に関する予報等が出された場合の具体的行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため市は、自主的又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、地震災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、地震災害応急対策に関する知識の普及及び大地震が発生した時の的確な行動に資する。

### 第1 教育、広報

#### 1 市職員に対する教育

##### (1) 教育の方法

市は地震災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

##### (2) 教育の内容

ア 地震災害の特徴

イ 予想される福島県沖地震並びに内陸における活断層地震に関する知識

ウ 地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員が果たすべき役割

オ 地震発生後におけるため池等の決壊の二次災害の防止

カ その他、地震対策の必要な事項

#### 2 住民等に対する教育、広報

##### (1) 教育、広報の方法

ア 広報紙等による広報及び参考資料の配布

イ 住民集会等の開催

---

- ウ 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力
- (2) 教育、広報の内容
  - ア 地震災害の特徴
  - イ 予想される福島県沖地震並びに内陸型活断層地震の被害想定に関する知識
  - ウ 地震情報等の正確な情報の入手方法
  - エ 大地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
  - オ がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識
  - カ 地震発生後におけるため池等の二次災害に関する知識
  - キ 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容
- (3) 児童、生徒等に対する教育
  - 教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、地震の基礎的な知識及び対策の教育を行う。
- (4) 自動車運転者に対する教育
  - 市交通対策協議会、交通安全協会等を通して、大地震が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。



## 第5節 防災訓練

(市民部)

市は地震災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制上の協調体制の強化を目的として、大地震を想定した防災訓練を実施する(一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画のとおり)。

### 第1 総合防災訓練

次に掲げる内容を組み合わせ、独自又は隣接町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、年1回以上実施する。

#### 1 概要

市は大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施する。

#### 2 訓練項目

- (1) 地震情報等の受伝達(非常召集及び自主参加、災害対策本部の設置、情報の収集、被害状況調査、広域応援要請、火災等の通報、無線通信)
- (2) 避難誘導(自主避難、避難誘導(災害時要援護者誘導を含む)、救助、救急)
- (3) 初期消火(地域住民による初期消火、消火、林野火災防御)
- (4) 避難所運営(避難所の設置、給水、給食(炊き出し)、ボランティアの受入れ、応急物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等)
- (5) 緊急路の確保(交通規制、障害物の除去、道路応急架橋)
- (6) 応急復旧作業(上下水道施設応急復旧、水質検査、電力・電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧)
- (7) その他、応急対策等に関する内容

### 第2 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として随時計画的に実施する。

#### 1 県及び市災害情報連携システム等による通信情報訓練

**2 地震災害対策本部の運営**

災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部運営を適切に行うための訓練を実施する。

**3 職員の動員、参集訓練**

**第3 緊急初動訓練**

市は大地震が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制を図るため、次の項目を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施する。

**1 勤務時間内における訓練**

- (1) 地震情報等の伝達訓練
- (2) 職場安全点検訓練

**2 勤務時間外における訓練**

- (1) 地震情報等の伝達訓練
- (2) 職員参集訓練

---

## 第6節 緊急整備事業の推進

市は大地震が発生した場合の被害を軽減するため、次に掲げる防災施設について関連事業との融合を図り、その整備を図る。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送路
- 5 医療施設
- 6 社会福祉施設
- 7 学校等教育施設
- 8 がけ崩れ等防止施設
- 9 上水道施設
- 10 下水道施設
- 11 ため池等施設
- 12 その他必要な施設

## 第7節 地域防災体制の整備推進

(市民部)

大地震が発生した場合、市の応急対策の推進を図り、地域住民及び事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、市は、自主防災組織の育成を推進するとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る（一般災害対策編第2章第15節自主防災組織の整備のとおり）。

### 第1 自主防災組織の育成指導

#### 1 市の役割

市は、地域防災活動の推進を図るため、行政区を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

#### 2 研修会の開催

市は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、懇談会等を開催し、地震に対する意識の啓発、地震に関する知識の普及に努める。

### 第2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、地域住民の合意の上おおむね次のとおりとする。

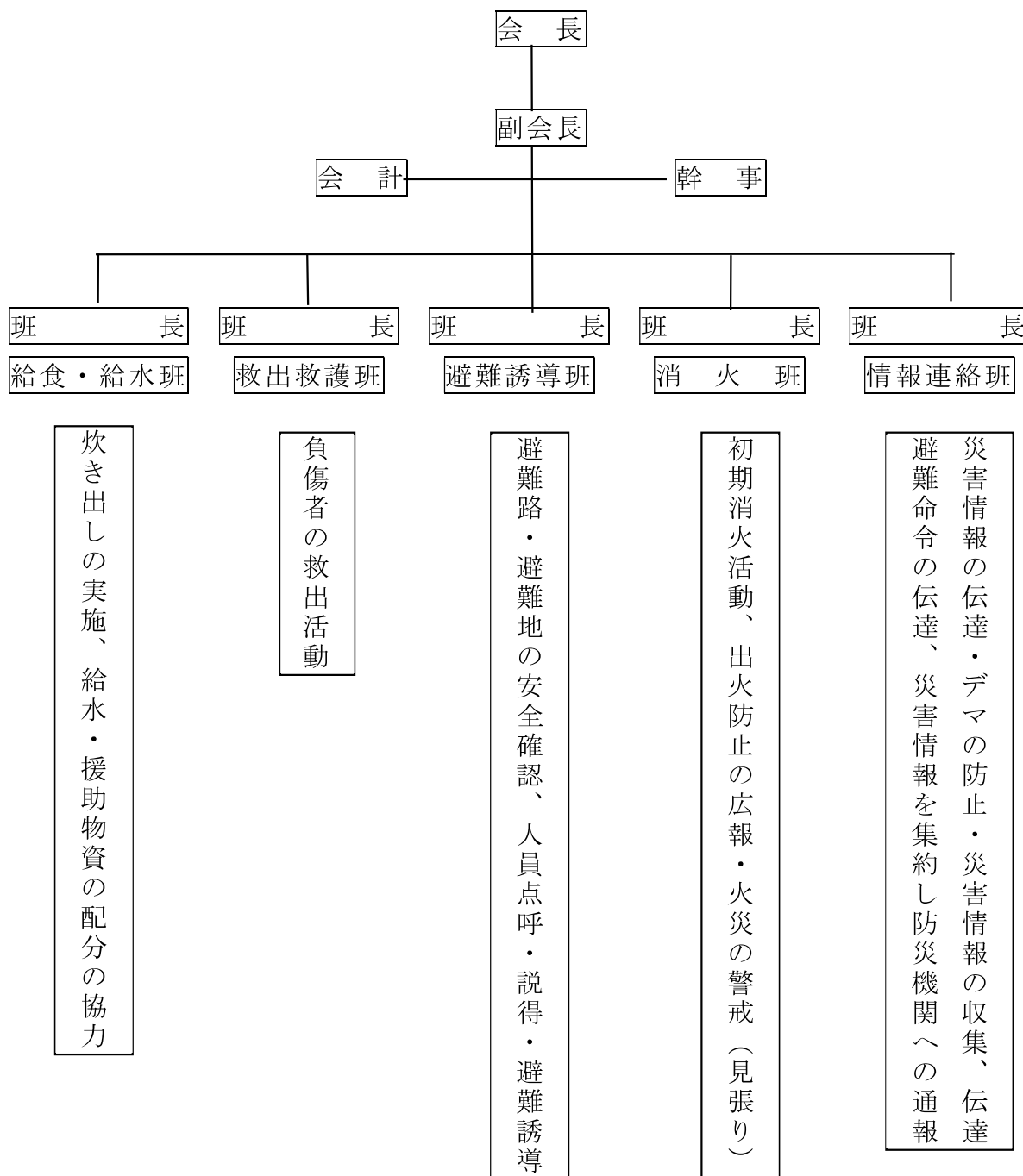
#### 1 自主防災組織の編成単位

編成単位は、原則として各行政区単位とする。

#### 2 自主防災組織の組織及び役割分担

自主防災活動を迅速かつ効果的に実施するため、原則として次のような組織を編成する。

自主防災組織の編成と役割



## 第8節 災害復旧計画

### 第1 施設の復旧対策（企画政策部、総務部、市民部、保健福祉部、産業部、建設部、教育部）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める（一般災害対策編第4章第1節公共施設の災害復旧対策計画のとおり）。

### 第2 被災地の生活安定（総務部、市民部、保健福祉部、産業部、建設部）

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講じるとともに、適切な情報提供に努める（一般災害対策編第4章第2節被災者の生活確保対策のとおり）。

# 事故対策編

## 第1節 総則

### 第1 計画の目的

本計画は、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下、この章において事故災害という。）に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、市、県及び防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

この事故対策計画に定められていない事項については、「一般災害対策編 第1章 総則」の定めによる。

## 第2節 航空災害対策計画

この計画は、航空輸送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 航空災害予防対策計画

#### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 航空輸送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

イ 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

##### (2) 応援協力体制の整備

ア 航空輸送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

イ 市及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力対策の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

ウ 市は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手



順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟を図る。

(3) 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努める。

(4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(5) 防災訓練の実施

市は、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携を図るため、消火、救助・救急等について、実践的な防災訓練の実施に努める。

## 2 要配慮者予防対策

市は、「第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2 航空災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

## 事故対策編

---

また、県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡する。

### 2 活動体制の確立

- (1) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。
- (2) 相互応援協力について市は、航空災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第3章第3節相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

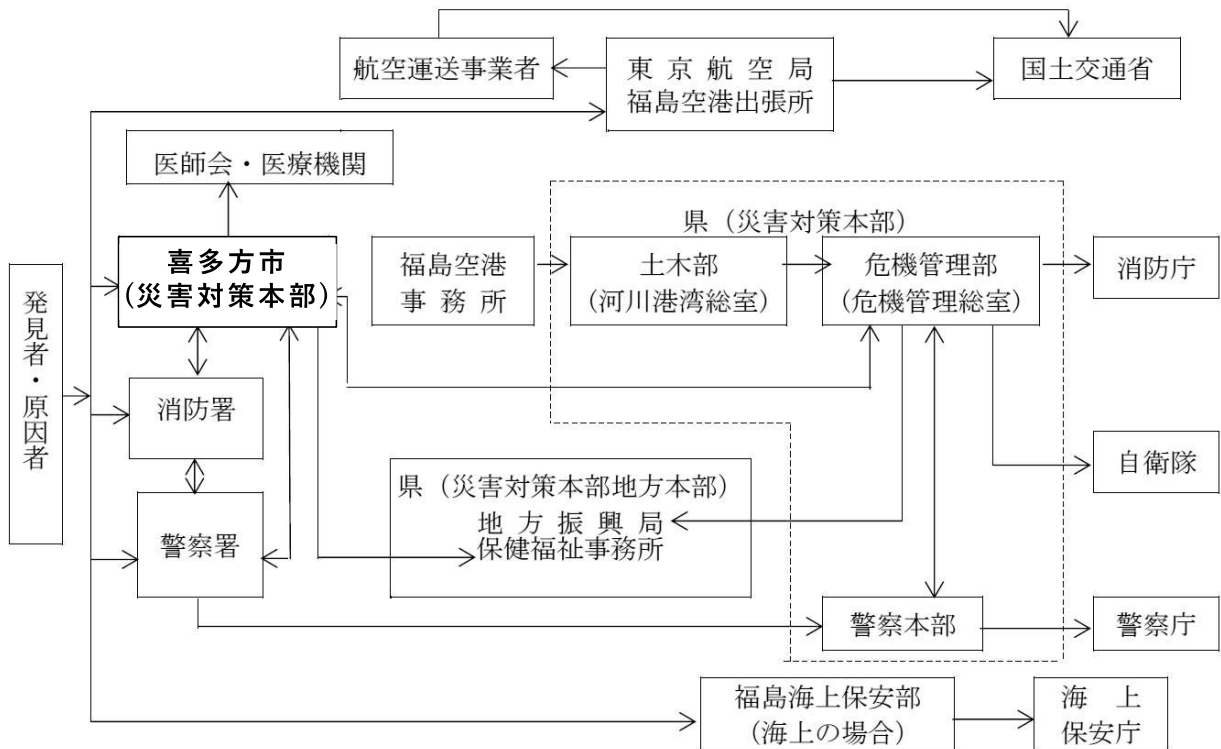
- (1) 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動  
市は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消火活動  
ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。  
イ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### 4 災害広報

市は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

航空災害情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

注) 福島空港等における航空機事故については、別途の情報伝達系統による（県地域防災計画 事故対策編第3章 航空災害対策計画「福島空港等における航空機事故情報伝達系統図」参照）。

## 第3節 鉄道災害対策計画

この計画は鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 鉄道災害予防対策

#### 1 鉄道交通の安全確保

市、道路管理者及び東日本旅客鉄道(株)等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

#### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 東日本旅客鉄道(株)は、「一般災害対策編第3章第20節第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株) 応急対策〕の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図る。

また、市及び関係機関と、密接に情報の収集・連絡するため必要な措置を講じる。

イ 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

##### (2) 応援協力体制の整備

ア 市及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援体制の整備を図るととも

に、「一般災害対策編第2章第1節第3応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

イ 市は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに防災訓練等を通じ習熟を図る。

(3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第6節第1消防力の強化」及び「同章第12節医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努める。

(4) 消防力の強化

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(5) 防災訓練の実施

市は、「一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、東日本旅客鉄道(株)及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 3 要配慮者予防対策

市は、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

### 4 防災知識の普及・啓発

東日本旅客鉄道(株)においては、国等と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線事故等の事故を防止するため、全国交通安

## 事故対策編

---

全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の復旧・啓発に努める。

### 第2 鉄道災害応急対策計画

#### 1 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

#### 2 活動体制の確立

- (1) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。
- (2) 相互応援協力について市は、鉄道災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求める。

#### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

##### (1) 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

##### (2) 消火活動

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

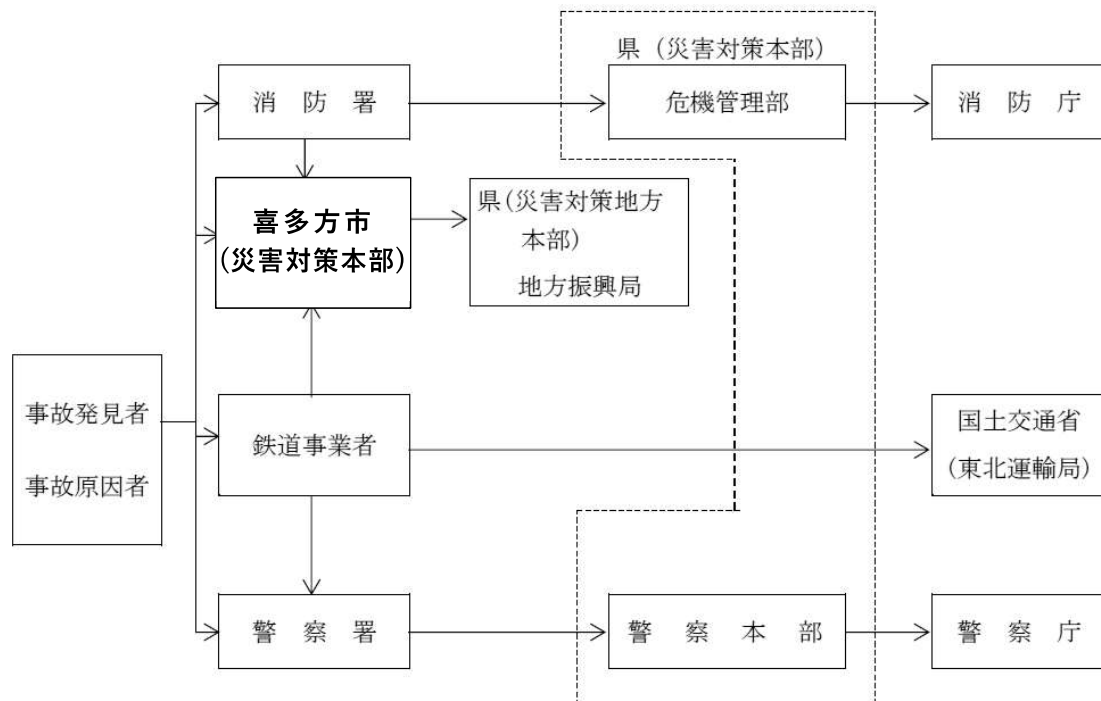
#### 4 災害広報

---

市は、県、防災関係機関及び東日本旅客鉄道㈱と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「一般災害対策編第3章第6節災害広報」の定めにより、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

鉄道災害情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

**第3 鉄道災害復旧対策計画**

- 1 東日本旅客鉄道(株)は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。

また、東日本旅客鉄道(株)は、可能な限り復旧予定時期を明示する。

- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章災害復旧対策計画」の定めによる。



## 第4節 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 道路災害予防対策

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

市、道路管理者及び喜多方警察署は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

#### 2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

イ 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努め

る。

### (2) 応援協力体制の整備

ア 市及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

イ 市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

### (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### (4) 消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

### (5) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

## 4 要配慮者対策

市は、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携

した支援体制の整備に努める。

## 5 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

## 第2 道路災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに「道路災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 市及び防災関係機関は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「一般災害対策編第3章第4節災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

### 2 活動体制の確立

(1) 道路管理者は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

(2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

(3) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

(4) 相互応援協力

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、

## 事故対策編

---

応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

また、市は、道路災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求める。

### 3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### (1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 道路管理者は、消防機関、喜多方警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。

イ 市は、消防機関、喜多方警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

#### (2) 消火活動

ア 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

イ 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### 4 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、喜多方警察署、道路管理者等は、相互に協力して「事故対策編第5節危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

(1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 喜多方警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

### 6 災害広報

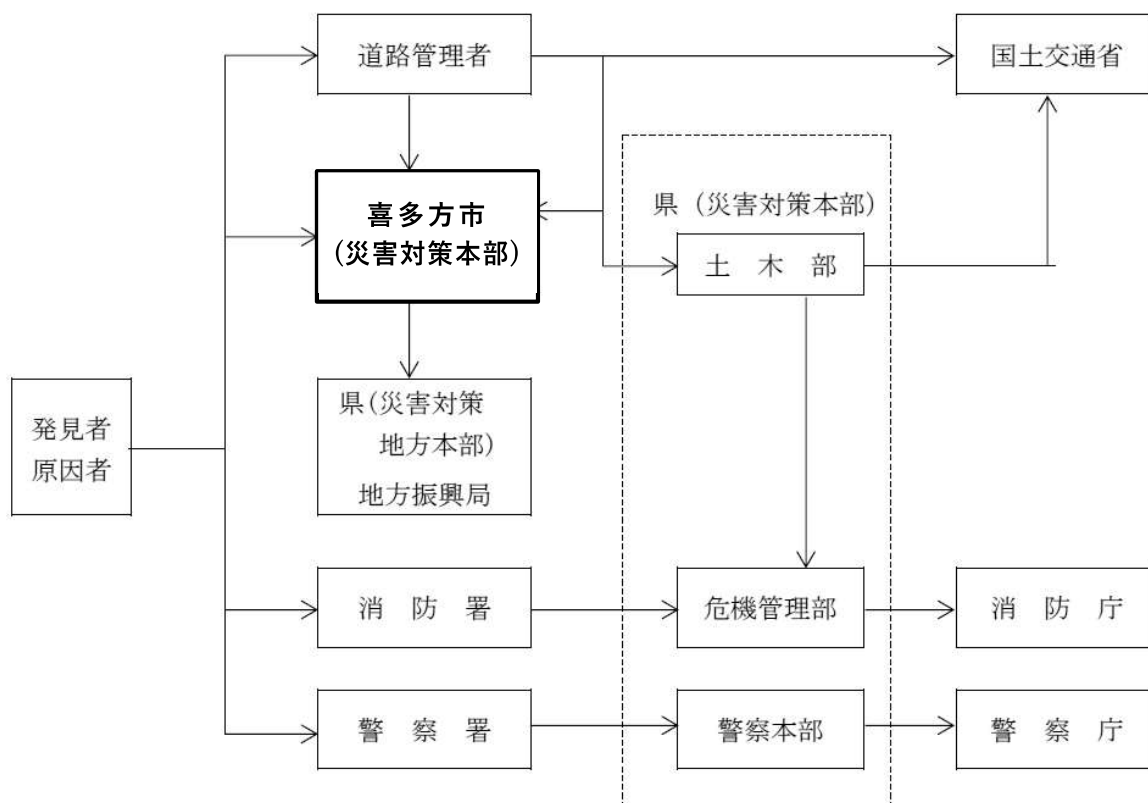
---

市は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「一般災害対策編第3章第6節災害広報」の定めにより、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

## 事故対策編

道路災害情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

### 第3 道路災害復旧対策計画

1 道路管理者は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示する。

2 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章災害復旧対策計画」の定めによる。

## 第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 危険物等災害予防対策

#### 1 危険物等の定義

- (1) 危険物 消防法第2条第7項に規定のとおり。
- (2) 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定のとおり。
- (3) 毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定のとおり。
- (4) 火薬類 火薬類取締法第2条に規定のとおり。

#### 2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 事業者は、災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

イ 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地

## 事故対策編

---

図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

### (2) 応援協力体制の整備

ア 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

イ 市及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

ウ 市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟を図る。

### (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

ウ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

### (4) 消防力の強化

#### ア 事業者のとりべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化を図る。

#### イ 市のとりべき措置

---



市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備え、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」の定めにより、必要な措置を講じる。

(7) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

#### 4 要配慮者予防対策

市は、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

#### 5 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

## 第2 危険物等災害応急対策計画

## **1 災害情報の収集伝達**

(1) 事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。

## **2 活動体制の確立**

(1) 事業者の活動体制

事業者は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

(2) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

(3) 相互応援協力

市は、危険物等災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求める。

## **3 災害の拡大防止**

県、市、消防機関等は、関係法及び「一般災害対策編第3章第25節危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じる。

#### 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

ア 市は消防機関、喜多方警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消火活動

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 5 危険物等の大量流出に対する応急対策

県及び市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

#### 6 避難誘導

(1) 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じる。

(2) 要配慮者対策

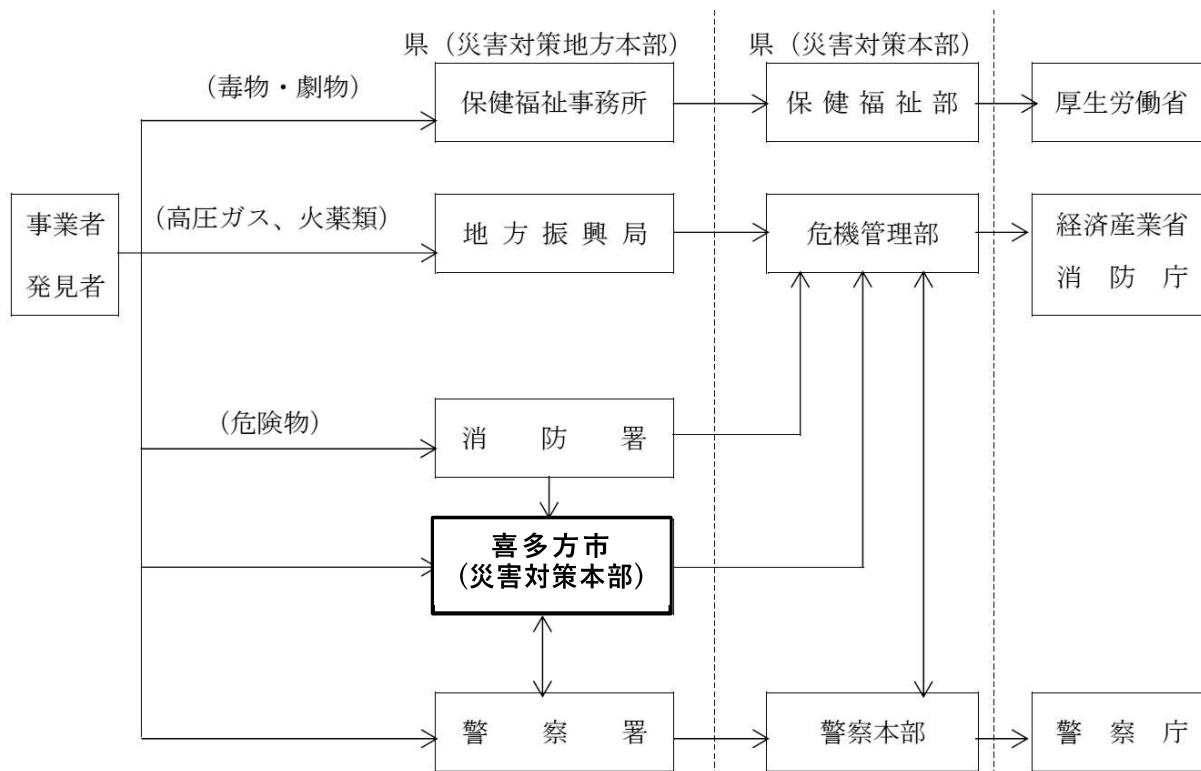
市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「一般災害対策編第3章第23節要配慮者予防対策」の定めにより、必要な措置を講じる。

#### 7 災害広報

市は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

危険物等災害情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

### 第3 危険物等災害復旧対策計画

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章災害復旧対策計画」の定めによる。

## 第6節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 大規模な火事災害予防対策計画

#### 1 災害に強いまちづくりの形成

##### (1) 災害に強いまちの形成

県及び市は、火事による被害の防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

##### ア 市街地の整備

市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進する。

##### イ 防災空間の整備

市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

##### ウ 建築物の不燃化の推進

市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

##### ア 消防用設備等の整備、維持管理

県（危機管理総室）、市、喜多方広域消防本部及び事業者等は、多

## 事故対策編

---

数の人が出入りする事業所等の建築物について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

### イ 建築物の防火管理体制

県（危機管理総室）、市、喜多方広域消防本部及び事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度にとどめるため、学校、病院、工場等防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

## 2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、災害情報連携システム等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じる。

- (1) 福島地方気象台においては、気象の状況が火災の予防上危険であると認める時は、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報する。
- (2) 県においては、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝える。
- (3) 市長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

## 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

(2) 応援協力体制の整備

ア 市及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

イ 市は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努める。

(4) 消防力の強化

市は、大規模な火事に備え、消火栓に偏ることなく防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 4 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、全国火災予防運動等を通じて、住民に対して、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

#### 5 要配慮者予防対策

市は、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等に

## 事故対策編

---

ついて要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2 大規模な火事災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「一般災害対策編第3章第4節災害情報の収集伝達」及び「大規模な火事災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告系統—2火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

(2) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### (3) 相互応援協力

市は、火事災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求める。



### 3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、消防機関、喜多方警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消火活動

ア 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### 4 避難誘導

(1) 大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じる。

(2) 要配慮者対策について市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「一般災害対策編第3章第10節避難及び避難所の設置・運営」及び「同章第23節要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講じる。

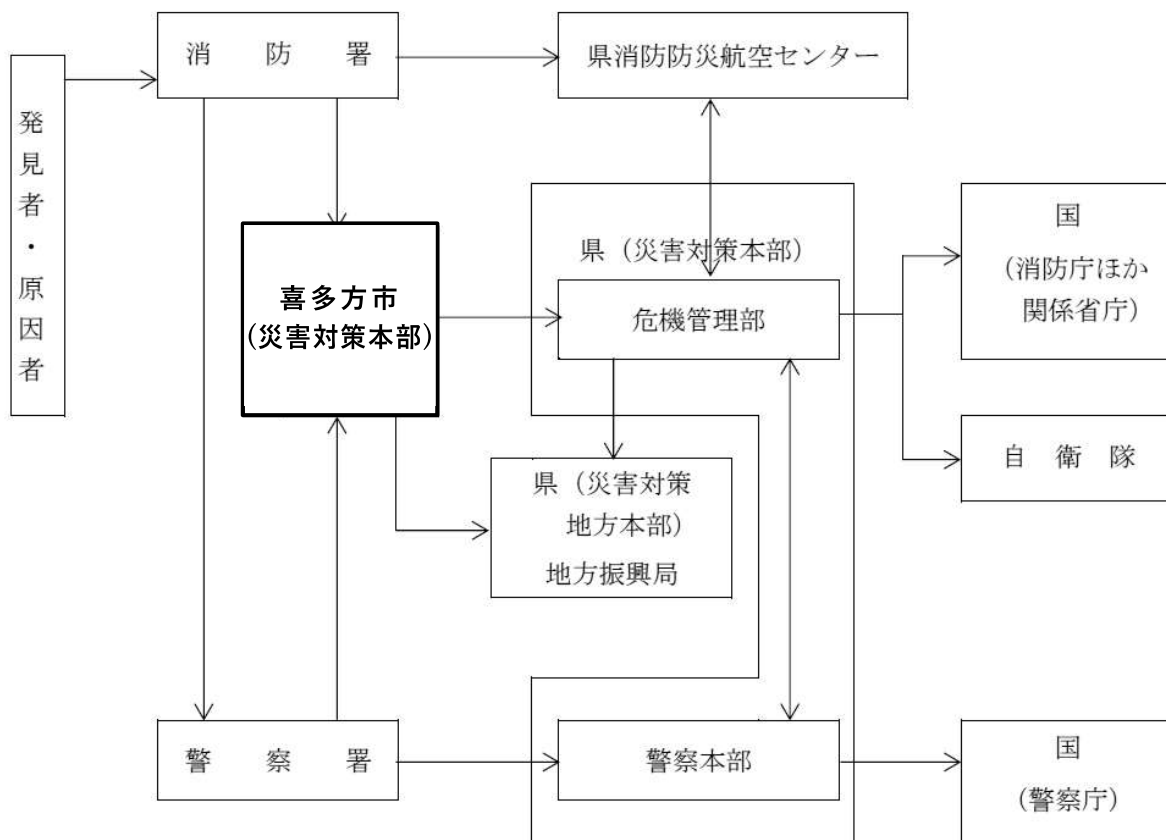
### 5 災害広報

市は、県及び防災関係機関と相互に協力して、大規模な火災災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

## 事故対策編

大規模な火事災害情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

### 第3 大規模な火事災害復旧対策計画

- 1 市及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧作業を行い、又は支援する。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章災害復旧対策計画」の定めによる。

## 第7節 林野火災対策計画

この計画は、火災により広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

### 第1 林野火災予防対策計画

#### 1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見が困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

#### 2 林野火災に強い地域づくり

(1) 市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有していることから、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

また、市は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市消防計画及び市地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

(3) 市及び県は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

### 3 林野火事防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、災害情報連携システム等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じる。

### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 市は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努める。

#### (2) 応援協力体制の整備

ア 県、市及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第3 応援協定体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。

イ 市及び防災関係機関は、応援協定体制に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに防災訓練等を通じ習熟する。

#### (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

イ 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努める。

(4) 消防力の強化

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

イ 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」の定めにより、必要な措置を講じる。

(6) 防災訓練の実施

市は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第6節訓練に関する計画」の定めにより、県、市、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

また、県では、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

## 5 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、林野火災の未然防止のため、山火事防止強調月間等を通じて、住民に対して、広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防火意識の啓発に努める。

## 6 要配慮者予防対策

市は、「一般災害対策編第2章第11節避難対策」及び「同章第16節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## **第2 林野火災応急対策計画**

### **1 災害情報の収集伝達**

市及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統（別図1）」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡する。

### **2 活動体制の確立**

(1) 市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

(2) 相互応援協力について市は、林野火災の規模が、市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求める。

### **3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動**

(1) 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、消防機関、喜多方警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消火活動

ア 消防機関等は、速やかに林野火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、市は消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

イ 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講じる。

(ア) 出動部隊の出動区域

- (イ) 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）
- (ロ) 携行する消防資機材及びその他の器具
- (エ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (オ) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (カ) 応急防火線の設定
- (キ) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- (ク) 交代要員の確保
- (ケ) 救急救護対策
- (コ) 住民等の避難
- (サ) 空中消火の要請
- (シ) 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

ウ 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 4 避難誘導

- (1) 林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編第3章第10節避難及び避難所の設置・運営」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じる。
- (2) 要配慮者対策について市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「一般災害対策編第3章第23節要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講じる。
- (3) 森林内の滞在者について市及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

#### 5 災害広報

市は、県及び防災関係機関と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「一般災害対策編第3章

第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講じる。

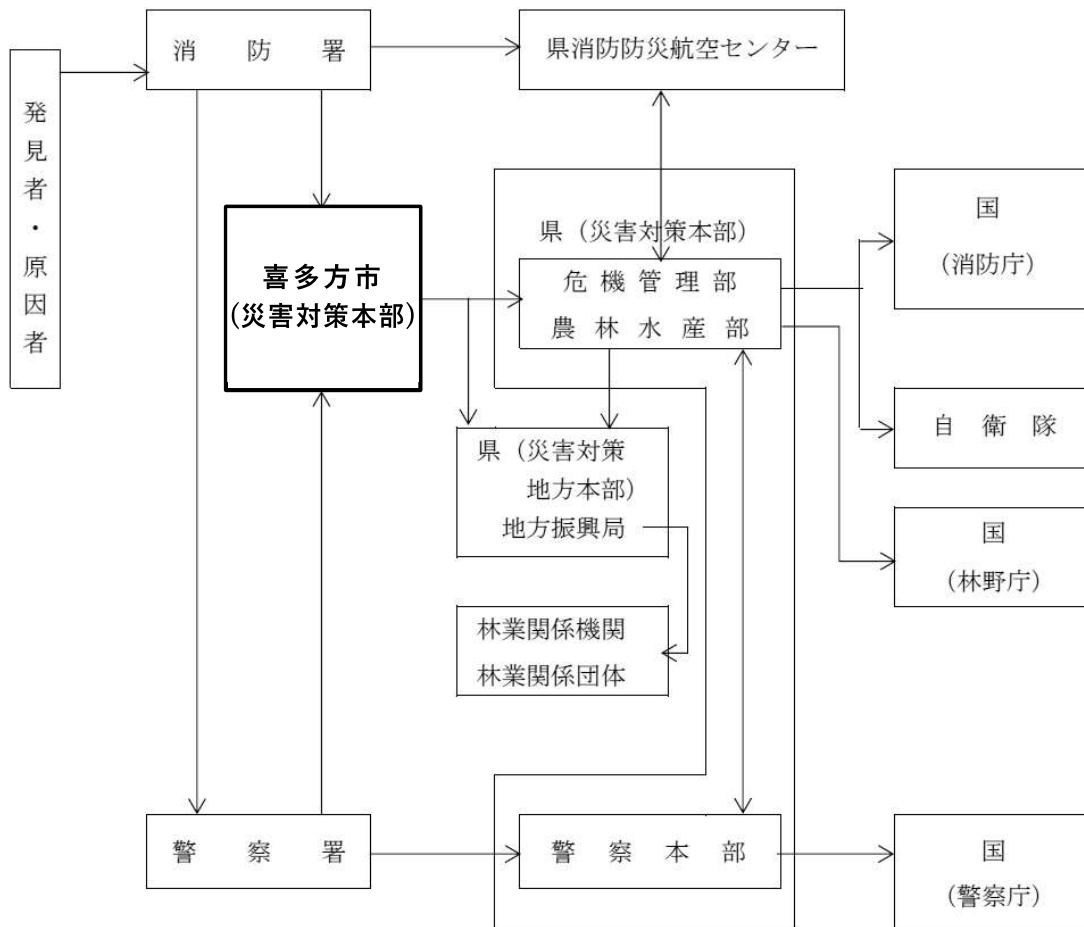
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 6 二次災害の防止

- (1) 市、県（森林林業総室、河川港湾総室）及び国（森林管理署等）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- (2) 市及び県（森林林業総室、河川港湾総室）は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り応急対策を行う。
- (3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をする。



林野火災情報伝達系統（別図1）



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

### 第3 林野火災復旧対策計画

- 1 市及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章災害復旧対策計画」の定めによる。

# 原子力災害対策編

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、廃炉作業が進められる原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。

### 2 計画の性格

#### (1) 地域防災計画との関係

本市の地域防災計画(原子力災害対策編)を作成又は修正するに当たっては、福島県地域防災計画を基本として、本市における具体的な計画を定めておく。

#### (2) 計画の周知徹底

市は、この計画について、広く市民に周知を図るとともに、防災関係機関に対し周知徹底を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

#### (3) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は県の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更する。

### 3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に陥る。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講じる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定める。

#### 4 原子力災害対策重点区域の範囲

県においては、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、以下のように原子力災害対策重点区域を定め、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべきとしている。

##### (1) 重点区域の範囲

県は、重点区域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次の通りとしている。

## 原子力災害対策編

### 原子力災害対策重点区域

区域区分	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	設定せず	原子力施設から概ね半径5 kmを目安に設定
緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

（PAZ：Precautionary Action Zone、UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

#### (2) 重点区域以外の区域への対応

県は、重点区域以外の区域に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行う。これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受け入れなど原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。

### 5 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国においては、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。

## 第2 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 1 情報の収集

#### (1) 情報の収集

市は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、県、事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図る。

ア 情報の整理

市は、県及び国が収集した情報を的確に整理し、活用するため、情報収集を行う。

(2) 通信手段の確保

ア 通信手段・経路の多様化

県（危機管理総室）は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用、機動性のある緊急通信手段の確保、多様な情報収集・伝達システムの整備、災害時優先電話等の活用などに努める。

## 2 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターでは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングが実施される。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を OIL（空間放射線量率により避難又は一時移転を定めた基準）に基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備する。

(1) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県（健康衛生総室）においては、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切

に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。

### 3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

#### (1) 広報実施マニュアル等の作成

県（危機管理総室）は、国及び市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて整理し、広報実施マニュアル等を作成する。

また、県（危機管理総室）は、重点区域以外の区域の住民に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、あらかじめ整備することとし、市はこれに協力する。

#### (2) 体制の整備

テレビ、ラジオ等による報道を住民への情報伝達に活用するため、県は、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあらかじめ整理する。

#### (3) 住民等への情報伝達

市は、国及び県と連携し、事故情報等（原子力発電所の状況、モニタリング結果等）を踏まえ、災害情報連携システム等を通じて住民等へ情報提供する。

#### (4) 避難者受入の周知と協力

市は、県及び重点区域の市町村等からの避難受入の要請を受諾後、避難者の受入を行うことを災害情報連携システム等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求める。

#### (5) 住民相談窓口の整備

市は、国、県、事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

#### (6) 要配慮者等への広報体制の整備

市は、国、県及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等（以下、「要配慮者」とい

う。)及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

#### 4 避難収容活動の整備

##### (1) 避難計画の作成

市は、県の支援により国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を行う。なお、本市においては他市町村からの避難の受け入れについての計画を策定する。

##### ア 他市町村からの避難の受け入れの体制

本市においては、他の市町村からの避難者を受け入れる体制についても検討しておく。

この場合において、県（危機管理総室）においては、本市と避難する市町村との調整を行う。

##### イ 広域避難のための計画の作成

県（危機管理総室）は、市町村間を越えた広域避難を想定し、避難する市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成する。

- (ア) 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- (イ) 要請を行う関係市町村の措置
- (ウ) 県の措置
- (エ) 要請を受けた市町村の措置
- (オ) 避難者の輸送体制
- (カ) 市町村を越える広域的な避難経路等
- (キ) 避難中継所の役割
- (ク) あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- (ケ) その他広域避難に必要な事項

#### 5 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

##### (1) 住民に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避

けるため、平常時からわかりやすい知識の普及に努める。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 原子力発電所の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- キ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- ク 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ケ 要配慮者への支援に関すること。
- コ 避難に関すること(コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査、避難手段等)
- サ 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- シ その他必要と認める事項

### (2) 防災教育の充実

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

## 6 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

### (1) 市民の安全確保のための対応

本県以外で原子力災害が発生した場合、市民の安全確保を図るため、県と連携し以下の事務又は業務を行う。

- ア 原子力災害に関する情報を県等から収集する
- イ 県においては、本県への影響の有無を確認のための県境付近等における放射線モニタリングを実施する
- ウ 事故現場付近を通過した市民等がいる場合、健康相談等の実施
- エ その他必要な事項



### 第3 原子力災害応急対策計画

本章は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

#### 1 事故状況の把握及び連絡

##### (1) 県内市町村等に対する情報提供

県（危機管理総室）は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等と通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやその他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡する。重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

県からの連絡を受け、市は以下の対策を実施する。

#### 2 災害対策本部の設置

##### (1) 市災害対策本部の設置

市長は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- ア 発電所の原子力防災管理者から県に警戒事象発生 of 通報を受け、県から市に通報があり市長が必要と認めた場合
- イ 発電所の原子力防災管理者から県に原災法第 10 条の特定事象発生 of 通報を受け、県から市に通報があった場合
- ウ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値（5 マイクロシーベルト／時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。
- エ 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出し、本市においても放射能の影響がある場合
- オ 広域避難により受け入れ市町村となる場合
- カ その他市長が必要と認めたとき

## 原子力災害対策編

(県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間放射線量が測定され、その原因が発電所に起因することが明らかな場合等)

### (2) 職員の動員配備

市長は、被害防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次の通りとする。

種別	配備内容	配備時期
災害対策本部体制	<p>原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、応急対策に当たる体制とする。</p> <p>また、広域避難により受入れ市町村となる場合。</p>	<p>1 発電所の原子力防災管理者から、県に警戒事象発生 of 通報を受け、県から市に通報があり市長が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p> <p>2 発電所の原子力防災管理者から、県に原災法第 10 条の特定事象発生 of 通報を受け、県から市に通報があった場合。</p> <p>3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値 (5 マイクロシーベルト/時) の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。</p> <p>4 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。</p> <p>5 広域避難により受入れ市町村となる場合。</p> <p>6 その他必要により、市長が当該配備を指令したとき。</p>

### (3) 災害対策本部における活動 (災害対策本部の所掌事務)

- ア 災害対策の統括に関すること。
- イ 災害情報の収集に関すること。
- ウ 水道の給水制限に関すること。
- エ 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。

- オ 農作物の出荷制限に関する事。
- カ 畜産物の出荷制限に関する事。
- キ 水産物の出荷制限に関する事。
- ク 教育施設との連絡に関する事。
- ケ その他本部長が指示する事項に関する事。

(4) 災害対策本部の設置の県への報告

市長は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告する。

### 3 住民等に対する指示の伝達と広報

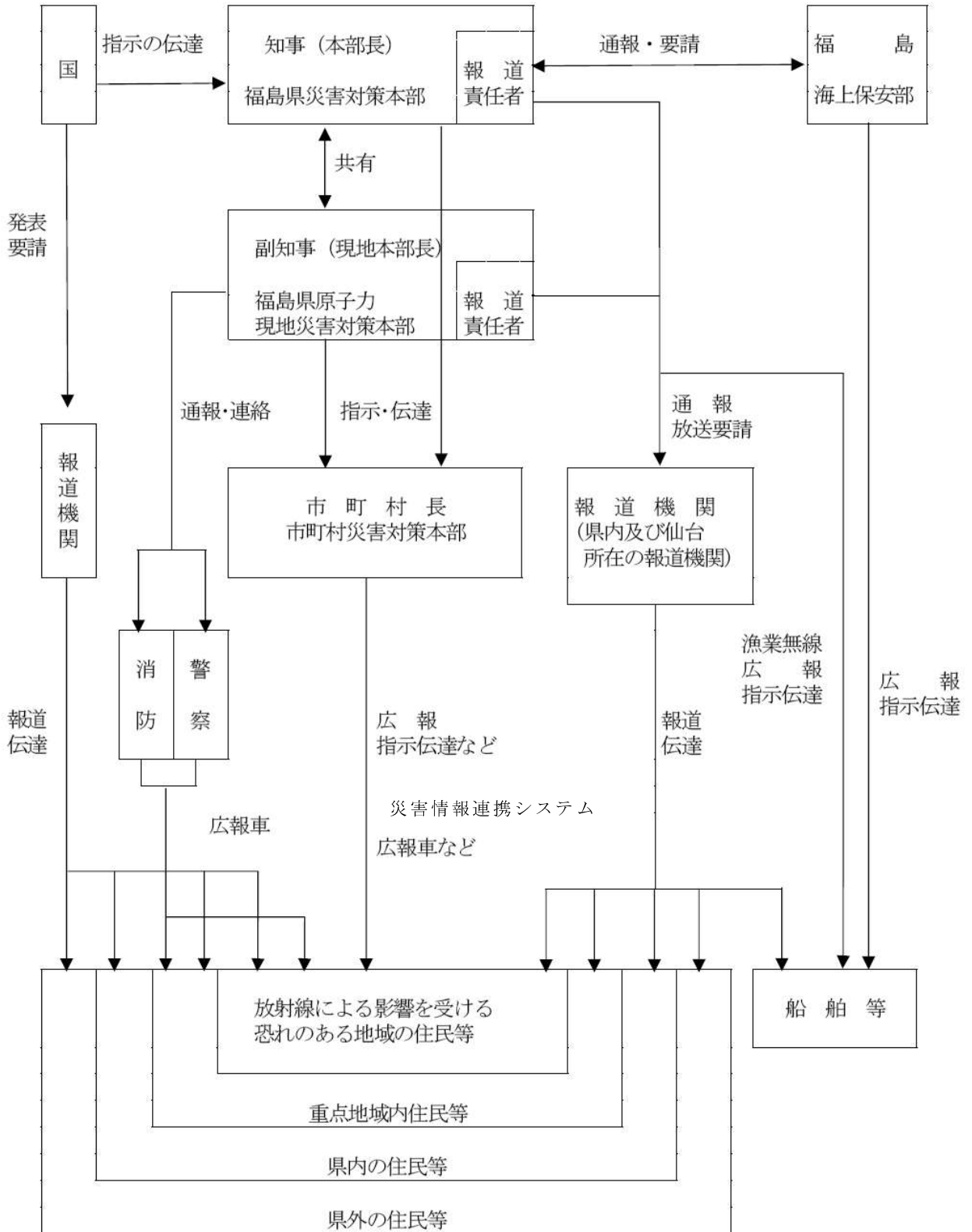
(1) 住民等に対する指示の伝達と広報

ア 県（災害対策本部）は、県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行う。重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとは分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮する。

イ 県（災害対策本部）は、県内の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求める。

ウ 市（災害対策本部）は、「第1編第3章第5節災害広報」の定めるところにより、必要な情報を提供する。

(2) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



#### 4 緊急時モニタリング

(1) 空間放射線量率等の測定

市は、市民等の安全を確保するため、空間放射線量率等の測定を行う。

測定結果については、市のホームページ等で公表する。

#### 5 退避及び避難

(1) 広域避難のための準備

県は、国の協力の下、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、あらかじめ策定した広域避難計画等に基づくものとし、受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。

(2) 広域避難の実施

ア 被災市町村の受け入れ市町村への避難

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては都道府県等に対し当該地の都道府県との協議を求める。

イ 要請を受けた本市の措置

県から要請を受けた場合は、本市地域防災計画に定める指定避難所の中から、受け入れに必要な避難所を開設し、避難する市町村と協力してその運営を行う。

ウ 避難する市町村の措置

避難する市町村においては、県から本市への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受け入れを行う本市の避難所に職員を派遣し、受け入れを行う本市との連絡及び避難者の状況把握に努める。

### (3) 要配慮者への配慮等

市は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、避難所において以下のような配慮を行う。

#### ア 避難所における配慮等

##### (ア) メンタルヘルス対策の実施

市及び避難した市町村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルス対策（相談）を行う。

##### (イ) 栄養・食生活支援の実施

市及び避難した市町村の管理栄養士等は、糖尿病・肝臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない避難所で生活する住民等に対して栄養相談を実施して、併せて特別用途食品、調理方法等に関する相談を行う。また、避難の長期化に際しては、栄養管理に配慮した食品の提供及び支給、炊き出し等を実施する場合は、管理栄養士指導のもと、必要に応じ、関係機関・関係団体等と連携し実施する。

## 6 飲食物の摂取制限等

### (1) 飲食物摂取制限に関する指標

原子力災害対策指針に定めるところによる。

### (2) 防護対策指標以上の濃度の試料が摂取された地区の飲食物等の摂取制限

県（現地本部）及び市は、国の指示又は緊急時モニタリングにより(1)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあつては、当該試料が採取された地区の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施する。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は(1)に定める指標濃度を超える試料が摂取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等

を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講じるよう関係市町村等に指示する。

(3) 農林水産物の採取及び出荷制限

ア 県（現地本部）は、国の指示又は緊急時モニタリング等により(1)に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報する。

イ 市は、県からの指示により、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を禁止するよう指示する。

(4) 飲料水及び飲食物の供給

県（現地本部）は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した時は、県地域防災計画一般災害対策編第3章第17節第1の給水救援対策及び同節第2の食料救援対策に基づき、市と協力して関係住民等への応急対策を講じる。

